



# 栃木県公報

平成28年  
3月10日(木)  
号外  
第12号

## 目次

### 公安委員会

- 栃木県公安委員会事務専決規程及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正…………… 1
- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正…………… 5
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 5

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第一号

栃木県公安委員会事務専決規程及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県公安委員会委員長 小林一成

### 栃木県公安委員会事務専決規程及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

**第一条** 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二項中「条件」を「風俗営業の許可の条件」に改め、同表第三項中「相続」を「風俗営業の相続」に改め、同表第四項中「法人合併」を「風俗営業者たる法人の合併」に改め、同表第五項中「法人分割」を「風俗営業者たる法人の分割」に改め、同表第六項から第十項までの規定中「第八条、第十条の二第六項」を「第八条若しくは第十条の二第六項(これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」に改め、同表第十一項中「構造」を「風俗営業の営業所の構造」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同表第十七項中「管理者」を「風俗営業者に対する管理者」に改め、同表第十八項中「管理者講習」を「風俗営業に係る管理者講習」に改め、同表中第百十六項を第百二十四項とし、第二十五項から第百十五項までを八項ずつ繰り下げ、同表第二十四項中「団体」を「団体及び特定遊興飲食店営業者の団体」に改め、同項を同表第三十二項とし、同表中第二十三項を第三十一項とし、第二十二項を第三十項とし、第二十一項の次に次のように加える。

二十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定による特定遊興飲食店営業の許可	要
二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第三条第二項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の条件の付与及び変更	要
二十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続の承認	要
二十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店営業者た	要

る法人の合併の承認	
二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	要
二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）の承認	要
二十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第五項の規定による特定遊興飲食店営業者に対する管理者の解任の勧告	要
二十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定による特定遊興飲食店営業に係る管理者講習	要

別表第七第一項中「許可証」を「風俗営業の許可証」に改め、同表第二項中「許可」を「風俗営業の許可」に改め、同表第三項及び第四項中「許可証」を「風俗営業の許可証」に改め、同表第五項中「相続」を「風俗営業の相続」に改め、同表第六項中「法人合併」を「風俗営業者たる法人の合併」に改め、同表第七項中「許可証」を「風俗営業の許可証」に改め、同表第八項中「法人分割」を「風俗営業者たる法人の分割」に改め、同表第九項中「許可証」を「風俗営業の許可証」に改め、同表第十一項から第十六項までの規定中「第八条、第十条の二第六項」を「第八条若しくは第十条の二第六項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」に改め、同表第十七項及び第十九項中「認定証」を「特例風俗営業者の認定証」に改め、同表中第百七十八項を第百九十項とし、第三十六項から第百七十七項までを十二項ずつ繰り下げ、第三十五項の次に次のように加える。

三十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第二項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の交付	
三十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第三項の規定による同法第三条第一項の特定遊興飲食店営業の許可をしない場合の通知	要
三十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の再交付	要
三十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え	
四十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第六項の規定による同法第七条第一項の特定遊興飲食店営業の相続を承認しない場合の通知	
四十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定による特定遊興飲食店営業者た	

る法人の合併の承認をしない場合の通知	
四十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第三項において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え	
四十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認をしない場合の通知	
四十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第三項において準用する同法第七条第五項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の書換え	
四十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第八条の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しの通知	
四十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十四の規定による特定遊興飲食店営業者に対する指示	要
四十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十五第一項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消しの通知又は営業の停止命令の通知及び同条第二項の規定による飲食店営業の停止命令の通知	

別表第十四第四項中「許可証返納」を「風俗営業の許可証の返納」に改め、同表第五項中「変更届」を「風俗営業の営業所の構造又は設備の変更届」に改め、同表第六項中「許可証」を「風俗営業の許可証」に改め、同表第七項中「変更届」を「特例風俗営業者の変更届」に改め、同表第八項中「許可証返納」を「風俗営業の許可証の返納」に改め、同表第九項中「認定証返納」を「特例風俗営業者の認定証の返納」に改め、同表中第百七十項を第百七十四項とし、第二十六項から第百六十九項までを四項ずつ繰り下げ、第二十五項の次に次のように加える。

二十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第六項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の返納の処理	
二十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第三項の規定による特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更届の処理	要
二十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の記載事項の書換え	要
二十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条第一項及び第三項の規定による特定遊興飲食店営業の許可証の返納の処理	

**第二条** 栃木県公安委員会事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十四項を第百二十六項とし、第三十三項から第百二十三項までを二項ずつ繰り下げ、第三十二項を第三十三項とし、同項の次に次のように加える。

三十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第百十条の規定による風俗環境保全協議会の委員の委嘱	
---	--

別表第二中第三十一項を第三十二項とし、第二十八項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、第二十七項の次に次のように加える。

二十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定	要
---	---

別表第七中第百九十項を第百九十四項とし、第四十六項から第百八十九項までを四項ずつ繰り下げ、第四十五項の次に次のように加える。

四十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第三項の規定による特例特定遊興飲食店営業の認定証の交付	
四十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第四項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定をしない旨の通知	
四十八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業の認定証の再交付	要
四十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第六項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消しの通知	

別表第十四中第百七十四項を第百七十六項とし、第三十項から第百七十三項までを二項ずつ繰り下げ、第二十九項を第三十項とし、同項の次に次のように加える。

三十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第七項及び第九項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定証返納の処理	
--	--

別表第十四第二十八項の次に次のように加える。

二十九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第五項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の変更届の処理	要
---	---

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）

**第三条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和六十年栃木県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し及び同条を次のように改める。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業地域の制限）

**第三条** 条例第十五条ただし書の公安委員会規則で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援

センター及び児童家庭支援センター（以下「保育所等」という。）とする。

2 条例第十五条ただし書の公安委員会規則で定める距離は、別表第二のとおりとする。

第四条及び第五条を削る。

別表第一中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同表備考1中「第2条第1項第1号、第3号、第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に、「（第7号）」を「（第4号）」に、「第7条」を「第8条」に改め、同表備考2中「第2条第1項第2号、第5号、第6号及び第7号」を「第2条第1項第1号から第4号まで」に、「（第7号）」を「（同号）」に、「第7条」を「第8条」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

施 設	距 離
児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（保育所等を除く。）	50メートル
医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの	40メートル

別表第三を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年三月二十三日から施行する。

栃木県公安委員会規則第二号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二警察官駐在所の部真岡警察署の款祖母井警察官駐在所の項中「一部」の下に、「祖母井南一丁目、祖母井南二丁目、祖母井南三丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公安委員会規程第一号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月十日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表三号印の項使用区分の欄中「合格証明書」の下に、「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」を加え、同表四号印の項使用区分の欄中「風俗営業」を「風俗営業等」に改め、「風俗営業の許可の更新及び」を削り、同表六号印の項使用区分の欄中「ちよう付写真」を「貼付写真」に、「古物行商及び露店の許可証」を「風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年三月二十三日から施行する。